

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 道德教育専門部会
「道德に係る教育課程の改善等について」（審議のまとめの骨子（案））

I 道德に係る教育課程の改善方策

（1）道德の時間を「特別の教科 道德」（仮称）として位置付ける

- 道德教育の理念は、教育基本法をはじめとする我が国教育の根本理念の中核をなすものであり、学校における道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行われなければならない。

同時に、人が社会の中でより良く生きていく力を身に付けるためには、これまで受け継がれ、共有されてきたルールやマナー、共同体の中で大切にされてきた様々な道德的価値などについて、発達段階に即し、一定の教育計画に基づいて学び、それらを理解し身に付けたり、様々な角度から考察し自分なりの考えを深めたりする学習の過程が極めて重要である。このため、学校教育においては、昭和33年以来、小・中学校において「道德の時間」が設けられ、各教科等における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、児童生徒に道德的価値の自覚や生き方についての考えを深めさせ、道德的実践力を育成することとされてきた。

- このように道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の在り方は、適切なものであり、今後も引き継ぐべきと考えられる。

一方で、道德教育が期待される役割を十分に果たすことができるようにするためには、多くの点で改善が求められる。特に、道德の時間については、各教科に比べて軽視されがちで、道德教育の要として有効に機能しておらず、このことが道德教育全体の停滞につながっているとの指摘も多い。

- こうした状況を改善するためには、「道德教育の充実に関する懇談会」報告の提言にもあるように、道德の時間を教育課程上「特別の教科 道德」（仮称）として新たに位置付け、その目標・内容等を見直すとともに、道德教育全体の在り方を改善することが必要と考える。

- 道德の時間については、前述の報告にも述べられているとおり、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという「教科」と共通する側面がある一方で、学校の教育活動全体を通じた道德教育の要となって人格全体に関わる道德性の育成を目指すものであること、原則として学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値による評価はなじまないと考えられることなど、各教科にはない特性がある。

このため、教育課程上も従来の「教科」とは異なる新たな枠組みとして「特別の教科」（仮称）を設け、位置付けることが適切である。あわせて、目標・内容をより体系的・構造的で明確なものとするとともに、指導方法や評価の在り方についても一貫し

た理念のもと改善を図ることにより、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導との役割分担や連携の在り方等を改善することが必要と考える。

- さらに、道徳の時間の授業については、特に小学校高学年や中学校において課題が大きいことが指摘されており、その改善のためには、児童生徒の発達の段階を踏まえ、内容や指導方法等を適切に見直すことが必要と考えられる。なお、中学校段階では、小学校において育成される道徳性の基礎を踏まえ、人間としてどのように生きるかについて、一人一人が主体的に考えを深めることが特に重要であることを踏まえれば、「特別の教科」（仮称）として、中学校については「道徳」に代えて、例えば「人間科」などの名称を付することにより、その趣旨をより明確にすることも考えられるとの意見もあった。

（２）目標を明確で理解しやすいものに改善する

- 道徳教育の目標については、小学校及び中学校の学習指導要領第１章総則及び第３章道徳において定められている。また、道徳の時間の目標については第３章道徳において定められている。（＜参考１＞参照）

これらの目標については、文章の構造が複雑で理解しづらいことや、「道徳性」、「道徳的実践力」、「補充、深化、統合」などの用語の意味、相互の関係がわかりにくいことなどが指摘されており、その改善が求められる。特に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の目標である「道徳性」の育成と道徳の時間の目標である「道徳的実践力」の育成との関係については、本審議会でも多くの議論があった。

- 両者の関係について、現行の学習指導要領では必ずしも明確に示されていない。小学校学習指導要領解説においては、「道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性」とされ、「道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している」とされている（中学校、ほぼ同旨。）。
- このような中で、学校では、例えば、『道徳性』には道徳的習慣や道徳的行為が含まれるが、『道徳的実践力』には含まれず、両者の育成方法は、全く異なるものである、「道徳の時間は、道徳的実践の場ではないから、道徳的習慣や道徳的行為に関わる指導を行ってはならない」などの様々な見解も生じた。このことが、結果的に学校での指導に当たっての混乱を招いたり、指導の幅を狭めてしまったりした面もあることが指摘されている。

しかしながら、本来、両者はいずれも児童生徒が今後出会うであろう様々な場面、状況において、道徳的な行為を主体的に選択し、実践するための内面的な資質・能力を指すものであって、基本的に同じ性質のものと捉えるのが妥当と考える。

- すなわち、学習指導要領解説において、道徳性の育成においては「道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要」と示されているが、このことは、道徳性の育成のための指導方法の一つとして、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導を行うことの重要性を示すものである。例えば、特別活動や日常の生徒指導をはじめ学校教育の様々な場面において、具体的な道徳的習慣や行為について指導を行うことがあるが、その際ねらいとしているのは、指導を通じて、道徳的な習慣や行為の意義を理解し、自ら進んで適切な実践をすることができる資質・能力を育てることであって、特定の事柄を習慣にしたり、行為を行ったりするよう強制することではない。
- また、「道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要」であることは、「道徳的実践力」の育成においても同様に言えることである。道徳の時間においては、学習指導要領の「内容」に示された道徳的価値を対象として扱うこととなるため、具体的な道徳的習慣や道徳的行為について指導する場面は、例えば特別活動や生徒指導等に比べれば少ない場合が多いものと考えられる。しかしながら、このことは、道徳の時間において道徳的習慣や道徳的行為の指導を行ってはいならないということではなく、道徳の時間においても、児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、例えば、基本的なマナーや、人間関係の形成やコミュニケーションの在り方などの道徳的習慣や道徳的行為について、その意義を含め指導を行うことが効果的であることは、改めて言うまでもない。
- 以上を踏まえれば、学校における道徳教育のうち、道徳の時間に代えて設置する「特別の教科 道徳」（仮称）においては、道徳的価値を正面から取り上げて扱い、また、特別活動をはじめ「特別の教科 道徳」（仮称）以外の学校の教育活動を通じて行う道徳教育においては、それぞれの目標・内容等に即し、それぞれの関連の中で道徳的価値について扱うというアプローチの違いはあるものの、両者ともに最終的には児童生徒の道徳に関わる内面的な資質・能力である「道徳性」を育成するという意味において共通しており、そのことを踏まえて両者の目標をわかりやすく定めることが適切と考える。
- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標については、学習指導要領総則に定められている現行の規定を整理した上で、最終的な目標は、児童生徒の「道徳性」の育成であることをより明確に示す簡潔な表現に改める必要がある。
- 道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」（仮称）の目標については、道徳性の育成に向けて重視すべき資質・能力とは何かを明確化し、発達の段階を踏まえて計画的な指導を充実する観点から、従来重視されてきた道徳的な心情の涵養（かんよう）のほか、様々な道徳的価値について理解し、多角的に考え、判断するという認知的な能力の育成や、道徳的行為を行うための意欲や態度の育成なども重視することが必要と考えられる。その上で、最終的には、一人一人が生きる上で出会う様々な判断や行為が求められる場面において、主体的に道徳的判断を行い、道徳的行為を選択し、実践することができる資質・能力を育成すること、すなわち、道徳的課題や問題を主体的に

解決するための資質・能力を育成することとして明確に示すべきと考える。

- また、その際、児童生徒の発達段階を踏まえ、小学校低学年、中学年、高学年、中学校の区切りごとに特に重視すべき点を示すなど、発達の段階の違いを踏まえることが指導の効果を上げる上で有効に働くものと考えられ、現行学習指導要領において内容の取扱いに関して示されている重点事項も参考に、具体的な記述の在り方を検討する必要がある。

(3) 道徳教育の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

- 現行学習指導要領では、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容として、小学校低学年、同中学年、同高学年、中学校の別に、発達の段階に即して重要と考えられる基本的な道徳的価値が示されている。(＜参考2＞参照)
- また、これらの道徳的価値については、「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人との関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」の四つの視点で分類されている。

①内容の位置付けについて

- 道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行われるものであることに鑑みれば、道徳の内容を、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う内容として示している現行学習指導要領の在り方は妥当であり、今後、「特別の教科 道徳」(仮称)が設置された場合も、この基本的な在り方は維持すべきと考える。
- その際、「特別の教科 道徳」(仮称)においては、その目標を踏まえ、道徳的価値を直接の対象として取り上げ、扱うことが想定されている一方、それ以外の各教科等においては、それぞれの目標・内容に即して、関連する道徳的価値について意図的・計画的に取り上げることが求められるものであることがより明確となるよう、学習指導要領や解説において表現を工夫する必要がある。

②四つの視点について

- 内容を示す上で設けられている四つの視点については、全体の構造をわかりやすく示す上で効果的との肯定的評価が多い一方で、それぞれの視点の範囲内で指導しなければならないとの誤解から、指導が狭い範囲に限定されがちになる場合があるなどの指摘もある。内容項目の中には、複数の視点にまたがって捉えられるべきものも多く、各視点に過度にこだわることなく適切に指導すべきことについて明確に示す必要がある。また、視点ごとに内容項目の共通性や関連性を捉え、各視点の内容や各内容項目の関連がわかるように示すことが有効との意見もあった。
- また、視点の順序については、児童生徒にとっての対象の広がりによって考えれば、「自分自身」から、「他の人」、「集団や社会」、「自然や崇高なもの」へと展開する流

れがわかりやすく、現行の「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」と「主として集団や社会との関わりに関すること」の順序を入れ替えた方が指導しやすいとの意見があった。さらに、生命尊重に関わることは、その重要性に鑑み内容項目の最初に位置付けるべきとの意見もあり、これらも踏まえ、その在り方を見直すべきである。

③内容項目について

- 内容項目については、児童生徒の発達の段階や実態、児童生徒を取り巻く環境の変化なども踏まえつつ、児童生徒が興味・関心をもって主体的に考え、自らの生き方に生かすことができるようなものとなるよう、必要な改善を行うことが求められる。
具体的には、例えば、大きな社会問題となっているいじめ問題への対応のため、発達の段階も考慮しつつ、人間の弱さと困難に立ち向かう強さに関することなどをより重視するとともに、課題解決的な指導も積極的に取り入れることなどが考えられる。また、社会参画など社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わることや規範意識、法などのルールに関する思考力や判断力などについても充実が必要と考えられる。さらに、今後のグローバル化の中での価値観の異なる他者との共生なども重要な内容であり、その際、宗教が社会で果たしている役割や宗教に関する寛容の態度などについて授業の中でどのように扱うべきかについて、学習指導要領等の配慮事項として示すべきとの意見もあった。
- また、小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構造をわかりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、内容項目ごとにその内容を端的に示すキーワード（例：「正直、誠実」「公正、公平、正義」など）を明示することや、発達の段階によって求められる指導内容の違いがより明確に伝わるような表現の工夫を行うことなども有効と考えられる。
- さらに、「特別の教科 道徳」（仮称）において、児童生徒の発達の段階等も踏まえ、例えば、情報モラル、生命倫理など現代を生きる上での社会的な課題の扱いを充実することが必要と考えられ、その旨を学習指導要領やその解説において適切に示す必要がある。

（４）多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する

①多様で効果的な指導方法の積極的な導入

- 道徳教育の指導方法をめぐっては、これまでも、例えば、道徳の時間において、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることや、発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒にわかりきったことを言わせたり書かせたりする授業になっている例があること、また、道徳的習慣や道徳的行為、体験的な学習などについては、これらに関する指導が極端に避けられがちとなっていたり、単に活動させるだけの指導に終わったりしていることがあることなど、多くの課題が指摘

されている。

- 道徳教育においては、児童生徒一人一人がしっかりと課題に向き合い、教員や他の児童生徒等との対話や討論なども行いつつ、熟慮し、自らの考えを深めていくプロセスが極めて重要であり、「特別の教科 道徳」（仮称）においても、言語活動を通じて児童生徒に考えさせる授業を重視する必要がある。互いに意見を言い、また聞いてもらう経験は、児童生徒の自己肯定感や自己効力感を高める上でも有効と考えられる。
あわせて、「特別の教科 道徳」（仮称）の目標や各授業のねらいに即し、一人一人が見通しをもって主体的に考え、学ぶことができるよう、その内容を学ぶことの意義を理解させたり、学んだことを振り返らせたりする指導が重要である。
- さらに、多様で柔軟な指導の充実を図る観点から、「特別の教科 道徳」（仮称）において、児童生徒の実態も踏まえつつ、例えば、授業1時間に付き一つの内容項目に限定するのではなく、複数の内容項目を関連付けた指導を行うことや、一つの内容項目を複数の時間で扱うような指導を行うこともあってよい。道徳的習慣や道徳的行為、問題解決的な学習や体験的な学習、役割演技やコミュニケーションに係る具体的な動作や所作の在り方等に関する学習などの指導を、発達の段階を踏まえつつ、必要に応じ適切に取り入れることも重要である。その際には、単に活動を行って終わるのではなく、活動のねらいを明確にするとともに、活動を通じて学んだことを振り返ることにより道徳的価値の内面化を図るとともに、様々な道徳的課題を主体的に解決するための資質・能力の育成に資することとなるよう十分に留意する必要がある。
- 以上のような指導の充実を図ることにより、様々な場面で主体的に道徳的判断を行い、道徳的行為を実践することができる資質・能力、すなわち、道徳的課題を主体的に解決するための資質・能力がより効果的に育成されるものと考えている。
- また、発達の段階によっても効果的な指導方法は異なることから、小学校と中学校での指導には一定の違いがあつてしかるべきである。このことに関して、例えば、中学校においては、学習指導要領に重点として示す事項や学校の定める重点などを除き、内容項目をすべて毎学年で扱うのではなく、生徒の実態等も踏まえつつ、3年間の中で完結させるなど柔軟な扱いも認めるべきとの意見などもあつた。こうした点も踏まえつつ、各学校における指導の充実が図られるよう、学習指導要領や解説等において留意点等を示す必要がある。

②道徳の指導計画の改善

- 指導の前提となる各学校の「道徳教育の全体計画」や「道徳の時間の年間指導計画」については、効果的な実践も行われている一方で、形式的なものにとどまりがちで、本来の役割を果たしていない例が多いと指摘されている。
- 各学校において、児童生徒の実態や地域の実情等を踏まえ、学校としての道徳教育の重点を改めて見直すとともに、「特別の教科 道徳」（仮称）と特別活動や各教科等との密接な連携を図るためのカリキュラムマネジメントを強化する必要がある。その

ことがより明確となるよう、「道徳教育の全体計画」については学習指導要領の総則に示すことも考えられる。

③学校における指導体制の充実

- 学校においては、校長が明確な道徳教育の方針をもち、そのリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全教員が責任を分担して、学校として組織的に道徳教育を推進することが一層求められる。
- 「特別の教科 道徳」（仮称）の指導に当たっては、児童生徒を最も理解している学級担任が原則として担当することが適切と考えるが、全てを学級担任任せにするのではなく、校長をはじめとする管理職や、学年や学校全体の教員が、自らの得意分野を生かすなどして分担する部分を増やす取組なども重要である。道徳の時間に係る指導力の向上は、教員の指導力全体を高める上でも極めて重要なものでもあり、例えば学校のすべての教員が、準備、実施、振り返りの各プロセスも含め、道徳の授業づくりや授業実践を少なくとも年に1回は担当するとともに、授業を積極的に公開することなどの取組が望まれる。

④学校と家庭や地域との連携を一層強化する

- 家庭や地域との連携による道徳教育を推進するため、各学校における「道徳教育の全体計画」の作成に当たって家庭や地域の参加を得ることや、完成した全体計画や道徳教育に関する情報を積極的に発信し、家庭や地域と共有することも求められる。
- また、キャリア教育や社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育（いわゆるシティズンシップ教育）等の充実の観点からも、外部の人材の協力を得ることや、「特別の教科 道徳」（仮称）の授業の積極的な公開、家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、社会との連携を強化することが重要である。
- 家庭や地域の理解を得て連携した取組を推進するためには、学校運営協議会などを活用し、学校評価と関連付けることなども効果的と考えられる。これらを通じて、「点」から「面」へと、学校における指導体制の充実に向けた取組を地域全体で推進していく必要がある。
- 以上のような指導方法に係る課題の多くは、基本的には、各学校における校長のリーダーシップに基づく取組や個々の授業において改善が図られるべき事柄であるが、学習指導要領やその解説、さらにはより具体的な教師用資料等においても指導上の留意事項等として示すなど、国や地方公共団体においても改善に向けた実践を支援することが求められる。

（5）「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入する

- 道徳教育の充実を図るためには、「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告でも指摘

されているように、充実した教材が必要であり、特に、「特別の教科 道徳」（仮称）の中心となる教材として、すべての児童生徒に無償で給与される検定教科書を導入することが適当である。

- このため、「特別の教科 道徳」（仮称）を学校教育法施行規則及び学習指導要領に位置付けるための制度改正を行った後、「特別の教科 道徳」（仮称）の特性を踏まえ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるといふ基本的な観点に立ち、教科書検定の具体化に取り組む必要がある。また、学習指導要領の改訂においては、教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、これまでよりも目標や内容、内容の取扱い等について具体的に示すなどの配慮が求められる。
- 検定教科書が供給されることとなった後も、道徳教育の性格に鑑みれば、教科書の内容を一方向的に教え込むような指導が不適切であることは言うまでもない。また、教科書のみを使用するのではなく、各地域に根ざした郷土資料をはじめ、多様な教材を併せて活用することが重要と考えられる。国や地方公共団体には、道徳教育の教材の開発・活用のため、引き続き支援の充実に努めることが求められる。

（6）一人一人の良さを伸ばし、成長を促すための評価に改善する

- 現行学習指導要領においては、道徳教育の評価について、「児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。」（小学校学習指導要領。中学校学習指導要領においても同旨。）とされている。
- 教育において指導の効果を上げるためには、目標やねらいに即して指導の成果を測定し、その成果を踏まえた改善を行うというPDCAのサイクルが重要であり、このことは道徳教育についても同様である。
- しかしながら、これまで、道徳教育に関しては、指導要録に固有の記入欄が設定されていないこともあり、ほとんどの場合、十分な評価は行われておらず、このことが道徳教育軽視の一因となっているとの指摘もある。
今回、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、道徳教育全体の充実を図るためには、これまでの反省に立ち、評価についても改善を図る必要がある。とりわけ、「特別の教科 道徳」（仮称）の指導に関する評価については、具体的な観点や方法等を示すなど、実践に向けた工夫が必要である。
- 評価については、教員の道徳指導に関する評価と、児童生徒の道徳性に関する評価を分けて考えることが必要である。
指導のプロセスにおける教員の指導の評価に当たっては、教員の判断により、児童生徒の学習状況について、例えば、観点別の評価、パフォーマンス評価、ポートフォリオ評価、児童生徒の自己評価など、児童生徒の実態や指導する内容項目などを踏まえた多様な方法を適切に活用しつつ、指導の改善につなげていくことが重要である。
- また、指導要録には、前述の指導のプロセスにおける評価において児童生徒を多面

的に評価した結果を踏まえ、児童生徒のより良く生きようとする意欲や可能性を認めるものとなるよう留意して評価を示すことが求められる。その具体的な在り方として、「特別の教科 道徳」(仮称)の評価については、指導要録に記述式の欄を設けること、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の評価については、現行の指導要録の「行動の記録」を改善し活用することなどが考えられる。なお、「特別の教科 道徳」(仮称)の評価に当たっては、道徳教育の性格に鑑み、引き続き数値などによる評価は行わないこととする。

- このような評価を効果的に実施するためには、教員の研修をはじめ、学校全体としての組織的な取組の推進や、評価方法や評価規準に関する情報の充実が必要であり、国や地方公共団体においても、評価に関する参考資料の作成や研修の充実に努めるべきである。

II その他改善が求められる事項

- 道徳教育の充実のためには、これまで述べたような教育課程の改善に係る事項に加え、教員の指導力向上などの取組が欠かせない。
また、大学の教員養成課程の在り方や教員免許の在り方などについても意見があったが、これらについては、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」の諮問(平成 26 年 7 月 29 日)を受け、本審議会において別途検討が進められることとなっている。
さらに、特別支援教育や高等学校における道徳教育の充実については、学習指導要領の次期全面改訂に際し本格的に検討されるべき事柄であるが、今回の検討に当たっても様々な意見があった。
- これらについての審議の結果についても以下に付記し、各学校における実践や行政における具体的な政策立案、今後の関連事項に関する審議の参考等に供したい。

(1) 教員の指導力向上

- 校長をはじめとする管理職の研修における道徳教育の扱いを抜本的に充実する必要がある。その際、例えば、道徳の時間の授業を参観した後に、その授業に関して協議を行うなど、各教員への指導を行うための実践的な内容の研修を重視する必要がある。
- また、どのように道徳の時間の授業を行ったらよいかわからないために取組が進まない教員も多いと考えられることから、従来の研修に加え、映像なども活用し、優れた道徳の授業の多様なイメージを描けるようにするための方策について検討を行う必要がある。
- こうした取組を推進することにより、「特別の教科 道徳」(仮称)の実施までには、すべての教員が道徳教育に関する研修を受けることができるような環境整備を進めることが期待される。

- 各学校に配置される道徳教育推進教師には、主幹教諭や指導教諭など指導の力量のある人を充て、校内の道徳教育のリーダーとしての役割を十分に果たせるようにすることが重要である。
- さらに、複数の学校の道徳教育推進教師のリーダー役として助言等を行う「道徳教育推進リーダー教師」（仮称）の設置促進や、道徳教育を専門に担当する指導主事の配置、道徳教育に長（た）けた退職教員や民間人材の活用など、教員の指導力向上を推進するためのスタッフの充実も求められる。

（２）教員免許や大学の教員養成課程の改善

- 「特別の教科 道徳」（仮称）を担当する教員について、特に、中学校については、扱う内容や指導方法の高度化が求められることなどを踏まえ、将来的には専門の免許状を設けるべきとの意見があった。また、学校図書館法に定める司書教諭のように道徳教育に関する一定の講習を修了した者を道徳教育推進教師に充てる仕組みとすべきなどの意見があった。
- また、大学の教員養成課程における道徳教育については、理論面、実践面、実地経験面の三つの側面から改善・充実を図る必要性があり、現在「道徳の指導法」の２単位となっている基準を見直し、カリキュラムの改善と履修単位数の増加を図ることを検討することが必要との意見があった。あわせて、各大学における道徳教育に係る専攻や講座の積極的な設置が期待される。

（３）幼稚園、高等学校、特別支援教育における道徳教育の充実

- 幼稚園教育要領においては、幼児の道徳性の芽生えや規範意識の芽生えを培うことが示されており、例えば、幼稚園における遊びを通じた課題解決型の指導を充実するとともに、その良さを小学校低学年においても取り入れるなど、幼小の接続を円滑化していくことが有効と考えられる。
- また、高等学校段階は、一人一人が人生を歩んでいく上での手掛かりや内面的な基盤を育てるべき時期であり、哲学や宗教などに関する基礎的な理解の上に、今日的な課題に関する多角的、批判的、創造的な議論の経験を重ねることなどが求められる。しかしながら、一部の地方公共団体において、高等学校で道徳教育のために一定の授業時数を確保し、必修化するなどの取組は見られるものの、全体としては、高等学校における人としての在り方や生き方に関する道徳教育の機会は十分に担保されていない。こうしたことから、高等学校学習指導要領の次期全面改訂に向けて、社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目の設置に関する検討なども踏まえ、道徳教育の改善のための検討を行うことが必要である。
- なお、今回の審議においては、幼稚園から高等学校段階までを通じて、現行の小・中学校の学習指導要領に示されている道徳の内容項目に相当するものを一覧にして作成することや、高等学校での道徳教育の要として、例えば「人生科」を設置することなどについての意見もあった。

- さらに、特別支援教育における道徳教育については、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導を行うことが必要である。例えば、知的障害特別支援学級の児童生徒については、障害の状態等に応じて、特別支援学校と同様に、各教科等を合わせた指導の中で道徳教育を行うことが有効であるといった意見や、各教科等を合わせた指導を行う場合であっても、教員が、道徳教育を行っていることを意識して指導に当たることが必要であるといった意見などがあつた。

<参考1>

○ 道徳教育の目標

<学習指導要領 第1章 総則>

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬（いけい）の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓（ひら）く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」

<学習指導要領 第3章 道徳>

「道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。」

○ 道徳の時間の目標

<小学校学習指導要領 第3章 道徳>

「道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。」

<中学校学習指導要領 第3章 道徳>

「道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。」

<参考2>

○「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表

小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年
1 主として自分自身に関すること	
(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。
(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。	(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。
(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。	(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。
(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。	(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気に生活する。
	(5) 自分の特徴に気づき、よい所を伸ばす。
2 主として他の人とのかかわりに関すること	
(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。	(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。
(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。	(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。
(3) 友達と仲よくし、助け合う。	(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。
(4) 百ごろ世話になっている人々に感謝する。	(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	
(1) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。	(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。	(2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。
(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。	(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。
4 主として集団や社会のかかわりに関すること	
(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。	(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。	(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。
(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。	(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。
(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。	(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。
(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。	(5) 郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心をもつ。
	(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

小学校第5学年及び第6学年	中学校
1 主として自分自身に関すること	
(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。	(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。	(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
(3) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。	(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。	
(5) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。	(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。	(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
2 主として他の人とのかかわりに関すること	
(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。	(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
(2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。	(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。	(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
(4) 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。	(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。	(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方がることを理解して、寛容の心を持ち謙虚に他に学ぶ。
	(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること	
(1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。	(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
(2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にす。	(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
(3) 美しいものに感動する心や人間の方を超えたものに対する畏敬の念をもつ。	
	(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見出すように努める。
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	
(1) 公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。	(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。	(2) 公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。	(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。	(4) 自分が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。	(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。	(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。	(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
	(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
	(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
(8) 外国の人々や文化を大切にすの心を持ち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	
	(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。